

秋田市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年3月9日

秋田市長 穂 積 志



専決第9号

専 決 処 分 書

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年2月6日

秋田市長 穂 積 志



## 令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,957,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 4,279,704	千円 1,000,000	千円 5,279,704
	2 基金繰入金	4,123,787	1,000,000	5,123,787
歳入合計		150,957,326	1,000,000	151,957,326

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		16,246,458	1,000,000	17,246,458
	2 道路橋りょう費	5,608,357	1,000,000	6,608,357
	歳 出 合 計	150,957,326	1,000,000	151,957,326